

会議名	第3回 MINATO×アート事業運営支援業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和7年3月21日（金曜日）午後6時から午後8時まで
開催場所	港区役所9階 914会議室
委員	出席5名 ・熊倉 純子（委員長） ・文化芸術事業連携担当部長 横尾 恵理子（副委員長） ・坂倉 杏介（委員） ・吉本 光宏（委員） ・区役所改革担当課長 野々山 哲（委員）
事務局	地域振興課文化芸術振興係
会議次第	1 開会 2 第二次審査実施概要について 3 事業候補者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施 （1）B事業者 （2）C事業者 4 第二次審査結果及び事業候補者の決定について 5 その他 6 閉会
配付資料	[席上配付] 次第 資料1 第二次審査実施概要 資料2 第二次審査採点表（2事業者分） 資料3 第一次審査・第二次審査集計結果（※採点終了後、机上配布） 資料4 第2回選考委員会会議録 参考資料 第一次審査集計結果
会議の内容	
事務局	【1 開会】 （事務局より配布資料の確認）
事務局	【2 第二次審査実施概要について】 資料1について説明
委員長	これより、プレゼンテーションとヒアリングに入る。事業者のプレゼンテーション及び質疑応答が終了するまで、事務局で進行及び時間管理をお願いしたい。 【3 事業候補者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施】

B事業者	〈プレゼンテーション〉
事務局	各委員からの質問をお願いしたい。
A委員	モデル事業は防災と環境分野の提案だが、過去にこの分野の事業を行った経験があるか。
B事業者	神奈川県大和市において、地球環境や温暖化に関心を持ってもらうため、著名な専門家を招き、住民とのトークセッションを実施した。その際、環境問題をテーマとした舞台を行うといったイベントを企画した。 また、山形県では、高齢者や障害などで遠方に足を運ぶことが難しい方に向け、企画展を巡回させアートを届けることを行った。
A委員	最初の事例は講演会のようなものか。
B事業者	登壇者が一方的に話す講演会ではなく、住民と対話しながら意見を交わすトークセッションの形式で実施した。
A委員	そこで地球温暖化をテーマとした舞台などを行ったということか。
B事業者	トークセッションと舞台は別々のものとして実施した。
B委員	区民への意識醸成はどのように考えているか。
B事業者	2つの方法を想定している。 1つ目は「区民のための文化芸術体験ワークショップ」 文化芸術に触れることで、その力を実感してもらう。 2つ目は「区民参画型のモデル事業」 区民が自発的に考え、参加し、達成感を得られるような、事業を通じて主体的に関わる意識を醸成する。
B委員	区民参画の実績として、具体的にどの程度の参加者がいたか。
B事業者	江戸川区での事例では、オリンピック前年に環境問題をテーマとし、廃材を集めてメダルを作るワークショップを実施した。この活動を区内の複数施設で展開し、約 300 名が参加した。
C委員	港区にどのような課題があると考え、その課題に対してこのアーティストが合うのではないか、このような提案ができるのではないかと、という具体的な考えはあるか。

B事業者	東京藝術大学の日比野先生と取り組んでいるプロジェクトを活用し、地域に根付いた文化的アートを展開することを考えている。具体的には、地域住民が印象に残っている風景をテーマにフレームを作成し、住民とともにアートの中で地域を掘り下げる試みを想定している。港区の特性を生かした展開をしたい。
C委員	「まぜる／つなげる／しげきする」の「しげき」とは何を指し、どの程度のものか。
B事業者	問題提起を行い、話し合いや政策立案を促す。また、参加者が新たな視点を得るような刺激を与えることを想定している。 初年度はまず、アートを通じて人々が集まるプラットフォームを構築し、新たな価値観に出会い、相互に感性を刺激し合う機会を作ることを目指す。
D委員	民間提案制度について、単に公募するだけでは提案が集まるか疑問だが、対策はあるか。
B事業者	前例がなく、難しいと認識している。募集時に事業者向けの対話会や説明会を実施し、その際の対話を丁寧に行いたい。
D委員	そもそも対話会を開いても参加者が集まらないのではないか。想定している事業者はあるか。
B事業者	具体的な想定事業者はない。ただし、テーマを設定し公募することで、関心を持つ事業者が手を挙げると考えている。また、既存の文化団体や財団に対してリサーチを行い、該当する団体には個別にアプローチすることも検討する。
D委員	企画提案の内容について、防災と環境というテーマは良いが、提案が物足りなく感じる。例えば、防災×アートでは「かえっこバザール」などのアーティストが開発した防災訓練があるが、このような事例は知っているか。
B事業者	知らなかった。
D委員	環境×アートの分野では、信州アーツカウンシルの「Shinshu Arts-Climate Camp」がある。これはシンポジウム等を開催し、アートの視点から環境問題を考える事業であるが、こうした既存事例がある中で、提案が弱いと感じた。
E委員	実施体制について、外部有識者の関与が記載されているが、事務局以外でどのように組織するのか。
B事業者	事業のチーム以外に社内プラットフォームを設け、情報共有を行う。また、本社のスタ

	<p>ップも巻き込みながら事業を進める体制を構築する。</p>
E 委員	<p>区民向けの意識醸成について、どのように考えているか。</p>
B 事業者	<p>区民のための文化芸術体験ワークショップを通じて、文化芸術の力を感じてもらう機会を提供し、意識の醸成を図る。</p>
事務局	<p>質問は以上とする。</p> <p>〈B 事業者退出〉</p>
C 事業者	<p>〈プレゼンテーション〉</p>
事務局	<p>各委員からの質問をお願いしたい。</p>
A 委員	<p>これまでの実績や、これからやりたいことで、まさに「アート之力」という具体的な事例を教えてください。</p>
C 事業者	<p>教育現場にアートを取り入れる「アート・ベース・リサーチ」に注目している。単に報告書を書くのではなく、芝居仕立てにして発表するなど、アートを經由（活用）することで新しい気づきが得られる。このやり方は発展性が強く、実際に演出家や大学の先生が関わっていて、人脈もある。提案書では学校で行うものとして書いたが、地域や多文化共生の現場にも広げていきたい。</p>
B 委員	<p>実施体制について、統括責任者や主要な業務担当者が兼務している点が懸念されるが、兼務が本事業にどの程度影響を与えていると考えているか。</p>
C 事業者	<p>月2回程度の定例会を行い、意識のすり合わせを行う予定。例えば水曜日を定例会の日を設定し、そのたびに進捗を共有する。これにより兼務の影響を回避し、スムーズに業務を進められるような体制を構築する。</p>
C 委員	<p>役所内部でヒアリングを行うリサーチャーは手数かがかかる場所だが、どのような体制になるか。</p>
C 事業者	<p>役所内部のヒアリングは統括責任者が担当する予定。行政の受注が多いため、GW までは時間を確保できる見込みがある。早急に回って温度感を確かめたい。また、ある程度の目途をつけて、社協や他の団体にもヒアリングを行うなど、以前 50 数件団体へのヒアリングを実施した経験を生かしたりサーチを行う。</p>

C委員	アートを深く理解していない人にどうアプローチするか。
C事業者	自治体職員向けの研修を行っており、関係のない部署の職員にどう興味を持ってもらうかを日々考えている。例えば、学芸員がホールに異動となった際のフローチャートを作成するなど、モチベーションが下がらないよう工夫しながら、その方法を30年間考え続けている。
D委員	合理的な提案に感じている。最終的に自走化が必要だとする点など、共感するところである。職員研修に関して、区の職員の意識を変えるための最大のポイントはどこにあると考えているか。
C事業者	ワークショップで事例を出し、実際に自分の部署で何ができるかを考え、企画書を書いてもらうこと。単に聞いているだけでは自分の部署に関係がないと思われてしまう。共通テーマ（例えば地域コミュニティ）を設定することで、様々な職員が興味を持てるよう工夫する。最初に法的な根拠を示すことも効果的と考える。
E委員	区内団体の意識醸成について、どこかターゲットを絞っているか。区内の団体にどのようにアプローチしていくつもりか。
C事業者	過去に区内団体50数か所にヒアリングを行った経験からいくつかあたりはあるが、各部署においてすでに関係性がある団体に対しては取り組みやすいと考えている。ネットワーク会議や社協など、ヒアリング段階で既に関係性ができている部署から始めた方が良さだろうと考えている。
E委員	区民への広報の考え方を述べてほしい。区が持つ広報手段を活用するのか、それに加え新しいものをやる考えか。
C事業者	コンテンツはオリジナルで作成し、取材を行ってきれいな形で提供するが、広報手段は既存のものをできるだけ活用する方針。例えば、区長がメディアに出て説明していただければ効果的な広報になると考えている。高齢者向けには区報も活用したい。また、複合ビルのエレベーター内に無料でポスターを貼れる場所がないかなど、広報の場を工夫したい。
事務局	質問は以上とする。 〈C事業者退出〉

事務局	<p>これから採点表記入の時間とする。採点表は、全ての事業者についての採点が完了次第、回収する。</p> <p>【4 第二次審査結果及び事業候補者の決定について】</p>
事務局	<p>各委員が採点した集計の結果、B事業者は500点満点で合計284点、C事業者は500点満点で392点となった。審査に当たり評価したポイントなど、各委員から順番に講評をお願いしたい。</p>
B委員	<p>B事業者はモデル事業が抽象的で具体的なイメージが付きにくい。また、3年間の計画において1年ごとの達成度や実現性についての具体性が不足している。</p> <p>C事業者はアートに関する豊富な知識を有し、自走する力やコスト感覚も備えているため事業全体をしっかりと把握していると評価できる。ただし、マンパワーに関しては若干の不安が残る。</p>
C委員	<p>B事業者は誠実で真摯な姿勢が評価されるものの、アートに関する理解や、港区の地域課題に対する具体的な認識が不足している。</p> <p>C事業者は事業趣旨を十分に理解しており、知識や経験も高く評価できる。しかし、プレゼンテーション全体を通して発表者一人が説明を行っていたため、今後業務を進める際に役割が偏る可能性が懸念される。</p>
D委員	<p>B事業者は組織をあげて取り組む姿勢は感じられるが、情報や知識に欠ける印象がある。</p> <p>C事業者は提案書の内容や知識が十分であり、業務を任せても問題ないと評価できる。とはいえ、質問に対する対応が発表者一人に偏っていた点が見受けられ、その点については今後の事業の進行において留意すべきであろう。</p>
E委員	<p>B事業者は実施体制に不安が残り、ヒアリングを行った後もその点が払拭されなかった。1年目は問題がないかもしれないが、2～3年目には不安が残る。また、区の体制についての言及がなく、各所管と協力して進めることができるか疑問が残る。</p> <p>C事業者は提案書と説明内容が納得のいくものであり、区の状況も十分に理解した上で進めていく点が評価できる。3年間任せて問題ないと考えられる。</p>
A委員	<p>B事業者は基本的な理解に不足が見られた。まず、法律名に誤りがあり、さらに「プラス・アーツ」などのアート系NPO法人の活動についても認識が乏しく、過去の実績も単にコンサートのアウトリーチを実施したという程度にとどまっていて、「アートと他分野を掛け合わせる」という視点が欠けていた。ただし、チームとしての協力的な雰囲気は良かった。</p> <p>C事業者の提案内容は非常に優れており、アートの専門家とも言えるレベルの高い内容</p>

	<p>であった。しかし、これは3年で完成するような内容ではなく、12年程度を要する可能性が高い。区としては、まず3年間で成果を求めているが、自走化の実現には時間がかかることを考慮する必要がある。長期的な視点で進めていくことで、最終的には大きな成果が得られるだろう。また、提案内容が高度であるため、職員の「翻訳能力」の向上が重要になる。</p>
D委員	<p>他部署にアートを取り入れ、新しい何かを実施しようというヒアリングを行うと、仕事が増えることを嫌う声が上がるともかもしれない。しかし、それでもこのプロジェクトを実現することで、行政課題の解決に繋がることや、これまでになかった新しいものが作れるという理解を得ることが、最初のハードルとなるだろう。次のアクションを起こすためには区長が旗を振って、リーダーシップを発揮することも重要である。</p>
C委員	<p>総括責任者が前面に出てヒアリングを行いたいとの説明だったが、現場との連携を考えると、ヒアリングの窓口となる担当者は、職員が話しやすい雰囲気を持つ人の方が適切ではないか。総括責任者には、豊富な知識と経験を生かして後方からアドバイザー的なサポートを提供していただく役割を期待したい。現場で実務を担当する比較的若い職員に歯車を噛み合わせることが重要であり、業者が現場にスムーズに溶け込めるかというのが大事。</p>
A委員	<p>同意する。他の部署の職員が共感して進められるような体制を作ることが重要である。楽しみながら参加し、アートに対する興味や理解が高まるように事業を進めることが理想である。</p>
D委員	<p>最後の議論は特に重要なことなので、選定された事業者に対して、審査の中でこのような意見が出たということをお伝えの方がよい。</p>
事務局	<p>承知した。 各委員からの講評を踏まえて、追加の発言や点数を変更したい方はいるか。</p> <p>〈なし〉</p>
事務局	<p>改めて集計結果を発表する。第二次審査の得点はB事業者が284点、C事業者が392点となった。また、第一次審査との合計得点は、B事業者が1024点、C事業者が1170点となった。審査結果や各委員からの意見を統括し、当委員会としてはC事業者を事業候補者として選定することとするがいかがか。</p> <p>〈異議なし〉</p>

事務局	<p>【5 その他】</p> <p>本日決定した事業候補者を、港区契約事務規則に従い業者選定委員会に推薦し、審議を経た上で区として契約について決定する。</p> <p>【6 閉会】</p>
-----	--